

別紙2 別居提出書類

別居理由	添付書類(扶養増のみ)
学校の関係	<input type="checkbox"/> 別居家族状況記入書 <input type="checkbox"/> 世帯全員分の続柄記載のある住民票(別居先のもの)または別居先の住所がわかるもののコピー <input type="checkbox"/> 学生証または、在籍証明書の写し
その他	<input type="checkbox"/> 別居家族状況記入書 <input type="checkbox"/> 世帯全員分の続柄記載のある住民票(別居先のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本 <input type="checkbox"/> 送金証明書3カ月分(現金書留、ご利用明細表、通帳の写し等) ※手渡しの場合は認定できません。 <input type="checkbox"/> 別居先に18歳以上の同居者がいる場合、その同居者の収入証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・収入有: 直近3カ月分の給与明細、確定申告第1・2表と収支内訳表、年金振込通知書 等 ・収入無: 非課税証明書

注意)

- ・書類の内容、別居の状況を確認し、追加書類を求める可能性がございます。ご了承ください。
- ・提出いただいた書類は返却できません。
- ・別居家族状況記入書は必ず原紙を提出ください。それ以外はコピーでの提出が可能です。
- ・送金証明について、被保険者から扶養対象者へ送金していることが書面で確認できるようにしてください。
- ・新規で送金を開始する方は、取り急ぎ1カ月分の送金証明を用意し提出ください。残り2カ月分は準備が整い次第、提出をお願いします。
- ・新規で送金を開始する方は、送金開始日以降の認定となります。ただし、前健保で直近まで扶養家族として加入していた方の場合、そのことがわかる証明書(資格喪失証明書等)をご提出いただくことにより、認定日が早まる可能性がございます。

◎別居家族への送金について

※原則、毎月送金していること

- ・手渡しでの送金は、認められません。(必ず振込または現金書留など、送金の証明ができること)
- ・扶養対象者の収入以上の送金が必要です。
- ・被保険者が扶養のために送金した結果、収入が逆転する場合は認定できません。